

「日本の心のふるさと出雲」応援寄附事業に 平成21年度は、560名の皆さまから ご寄附をいただきました。 本年度も引き続き、ご紹介等いただきますよう よろしくお願いいたします。

出身地などの自治体に寄附ができる「ふるさと納税制度」により、昨年度は560名の皆さまから、1291万円もの温かいご寄附をいただきました。

ご寄附をいただきました皆さまに厚くお礼申し上げますとともに、ご紹介いただきました皆さまに感謝申し上げます。

市では、平成20年度寄附金（基金積立分）とあわせ、合計2070万円を今年度実施する下記の事業に活用させていただきます。予定です。

引き続き今年度も、広くご寄附を募っておりますので、ぜひお声がけ、ご紹介等いただきますよう、お願い申し上げます。

平成22年度 活用予定事業

- ①ふるさと出雲の歴史文化資源の保存・活用や出雲の魅力の全国発信など、観光振興に資する事業
413万円
▽大阪梅田でのパノラマボード掲示や中村1号墳の周辺整備など
- ②ふるさと出雲の高齢者の「人生100年・生涯健康」に資する事業
561万円
▽走行式電動介護リフトの購入など
- ③ふるさと出雲の産業・福祉・教育・環境などの充実・発展に資する事業
468万円
▽児童クラブの備品購入や図書館図書の購入など
- ④その他事業
628万円
▽集落応援隊活動備品の購入、出雲ブランド推進事業

*事業の詳細及び平成21年度寄附者一覧(掲載希望者のみ)につきましては、市ホームページをご覧ください。

「日本の心のふるさと出雲応援寄附」にご寄附いただくと、所得税と住民税から寄附額が一定の限度まで控除されるほか、出雲市独自の取り組みとして、市外在住で10,000円以上寄付された方に、出雲市特産品(5,000円相当)を進呈します。



*特産品16品目の内1品目(10万円以上寄付された場合は2品目)を選定いただけます。
*今年度から進呈特産品に、新たに「いすも和牛」が加わりました。

【ふるさと納税とは】
平成20年度地方税法改正により、新たに創設された制度で、出身地などの自治体に寄付を行った場合に、寄付金のうち5千円を超える部分について、住所地の自治体に納める住民税額の約1割を上限として、所得税と住民税を合わせて税額控除する制度です。

おたずね / 出雲ブランド室 ☎21-6274

中山間地域等直接支払制度 第3期対策がスタートします



【交付単価】(10aあたり)		
地目	急傾斜 (8割単価)	緩傾斜 (8割単価)
田	21,000円 (16,800円)	8,000円 (6,400円)
畑	11,500円 (9,200円)	3,500円 (2,800円)
草地	10,500円 (8,400円)	3,000円 (2,400円)
採草放牧地	1,000円 (800円)	300円 (240円)

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、交付金を交付するものです。

平成22年度から、第3期対策として5年間の対策がスタートします。2期対策に比べ、団地要件の緩和や小規模・高齢化集落支援加算の創設など高齢者の方にも取り組みやすい内容に変更されています。

おたずね
農業振興課
☎21-62702

対象地域
振興山村地域等に指定された地域

対象農用地
一定の傾斜基準を満たす農振農用地区域内の農地で、1ha以上の一団の農用地

対象者
耕作放棄防止等を含む農集落協定書を作成し、対象農用地において5年以上継続して協定に基づく農業生産活動を行う農業者等

第3期対策の主な変更点

- ① 10割単価要件に「集团的サポート型」が創設されました
- ② 小規模・高齢化集落支援加算が創設されました
- ③ 団地要件が緩和されました
- ④ 免責事由が追加されました



※新たに取組まれる集落は、5月31日までにご相談ください。

平成22年度の申請手続等の流れ

- ▽ 農業者等から市への協定書提出期限
8月31日まで
- ▽ 市による協定認定
9月30日まで
- ▽ 市による実施状況確認
10月31日まで
- ▽ 交付金の交付
11月以降(予定)